

西脇市強靱化計画・後期計画(案)に対していただいたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間:令和6年12月24日 ~ 令和7年1月23日

2 提出件数:2件(1名)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したものの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(2) 既に盛り込み済みのもの(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
2	第1章 計画の 概要 1 計 画の策 定趣旨	前期計画と後 期計画との関 連性が不明確 である。 計画のPDCA サイクルがなさ れているか後期 計画からは分 からない。主要 な取組について 分析評価した結 果を、前期計画 から後期計画 へ反映させたか を明記されてい ないため、計画 が理解できな い。 一般市民が計 画を読んだだけ で理解できる記 述が必要である と思う。	1	計画(案)のP2の「第1章 計画の概要」の「1 計画の策定趣旨」において、前期計画は、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度までを計画期間としつつ、後期計画の計画期間である令和12(2030)年度までを展望した計画としています。また、本計画では、事業実施に長期的な期間が必要であるハード面の整備を主な防災対策の取組としています。 このことから、後期計画では、前期計画の取組を詳細に分析評価して見直すのではなく、前期計画の方向性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症などの新たな社会情勢への対応を反映した計画としています。

(3) 反映困難なもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(4) 今後の参考とするもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見への考え方

(5) その他(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
—	—	<p>市庁舎全域が浸水想定区域に入っている。災害対応時には、ほぼ全員の職員が参集して初めて業務の実行が可能となるため、当初から職員の参集場所を安全な施設にする計画が必要である。</p> <p>また、その代替施設で業務が実施できよう、施設の機能発揮の資材等の準備が必要と思われる。</p>	1	<p>市庁舎は計画規模降雨で0.5m未満の浸水想定区域に位置していることから、敷地をかさ上げすることで浸水対策を実施しています。台風などの風水害を想定した場合は、職員全員に今後の災害発生の予測をタイムラインとして周知するとともに、実際に災害発生が予想される場合においては、事前に職員参集を行い、災害警戒本部を設置し災害に備えることとしています。一方、最近の線状降水帯の発生や地震の発生において、様々な要因から災害時に職員全員が参集するのは現実的に困難な場合があるとも考えます。このような場合であっても、職員は災害時において事前に定められた役割を踏まえ、限られた人員で災害応急業務や行政運営に必要な業務を選択し、対応することとしています。</p> <p>なお、西脇市地域防災計画において、災害等の影響により万一何らかの理由で市庁舎が使用できなくなった場合は、一定の執務環境を備えた西脇市茜が丘複合施設みらいえを代替施設とすることを定めています。</p>